

令和2年4月15日

各 位

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

平素より、本会運営に対し、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

すでにご承知のとおり、政府においては新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を定め、4月7日には、感染者の急増を抑制するため、東京都等の7都府県に対し「緊急事態宣言」が行うなど、各種施策を展開しているところです。

この基本方針の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」においては、事業継続事業者として「医療関係者」が指定され、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の製造・販売従事者に対しても「『三つの密』を避けるための取り組みを講じていただきつつ、事業の継続を求める」とされています。

このため、配置販売業務を継続的に実施するため、当会として、感染症拡大防止対策に関する指針「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」を策定しましたので、内容をご確認のうえ、会員配置販売業者並びに従事者にご周知いただくとともに、適正な対応を促していただきますよう宜しくお願いいたします。

なお、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の4月13日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について」をもって、人と人との接触を削減するよう要請されていますが、業務を継続させることを優先したうえで、配置従事者の感染防止の観点からも、できる限り協力をいただきますようお願いいたします。

記

○送付文書

- ◇ 【全配協】新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
- ◇ 【参考資料】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針・別添（4月11日改正）
- ◇ 【厚労省事務連絡】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について

以上